

各府省の復興施策の取組状況の取りまとめー公共インフラ以外の復興施策ー

復興施策	担当府庁						期待される効果・達成すべき目標
		これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	中・長期的(3年程度)取組		
(1)災害に強い地域づくり							
③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等							
(iv 関連) 土地の境界復元等	法務省	平成27年度までの取組み ○ 津波等で土地の境界が不明となった地域における土地の境界の復元及び土地が不規則に移動した地域における登記所備付地図の修正を実施するため、当該作業を実施すべき地域を特定するための実態調査を宮城、福島及び岩手の各県において実施(平成24年度までに完了) ○ 実態調査の結果に基づき、土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正を早急に実施すべき地域において、作業を実施(平成27年度までに完了) ○ 震災により倒壊等した建物について、職権による滅失登記を実施(福島県の一部を除き、平成26年度までに完了) 平成28年度の取組み ○ 宮城、福島及び岩手の各県において、復興の更なる推進に寄与するため、登記所備付地図作成作業を実施 ○ 宮城県及び岩手県において、登記特設相談所を開設 ○ 被災地における不動産取引の増加に伴い、大量に申請される登記を迅速に処理	○ 宮城、福島及び岩手の各県において、復興の更なる推進に寄与するため、登記所備付地図作成作業を実施 ○ 宮城県において、登記特設相談所の開設を継続するとともに、復興に伴う登記申請について、順次、登記を実施 ○ 被災地における不動産取引の増加に伴い、大量に申請される登記を迅速に処理 ○ 宮城県、福島県及び岩手県については、引き続き復興に伴う登記申請に係る相談を実施	・被災県における復興型登記所備付地図作成作業(1年目作業及び2年目作業)経費 487百万円【一般会計】 ・相談委託経費 70百万円【復興特会】	○ 宮城、福島及び岩手の各県において、復興の更なる推進に寄与するため、平成27年度を初年度とする登記所備付地図作成作業を実施 ○ 被災地における不動産取引の増加に伴い、大量に申請される登記を迅速に処理 ○ 宮城県、福島県及び岩手県については、引き続き復興に伴う登記申請に係る相談を実施	○ 登記所備付地図の整備を進めることにより、住宅再建等に係る事業の加速化、まちづくりの本格化、復興道路等の物流基盤の整備といった復興の加速化に資することとなる。 ○ 復興事業の本格化に伴い、復興に伴う非常に多くの登記申請・嘱託がされる見込みであるところ、登記手続に関する相談に対応し、登記の申請等を迅速に処理することは、被災者の支援に資することとなる。相談に関する具体的な数値目標を示すことはできないが、ニーズに対して的確に対応することとしている。	
(i 関連) 文化財保護と震災復興	文部科学省	○東日本大震災に伴う災害復旧事業は「非常災害のために必要な応急措置」に当たり、名勝等における現状変更の許可を要しないことを、教育委員会に通知(平成23年3月25日付)。 ○特別名勝松島に関しては、宮城県が関係市町の首長等の参画を得て、現状変更の許可基準を緩和し、特別名勝の指定地内での住宅地整備等を可能にした(平成24年1月～)。 ○特別名勝松島の現状変更の許可権限を、特に重大な場合を除いて、宮城県(松島町、七ヶ浜町、利府町)、東松島市、塩竈市に委譲した(平成25年4月～)。	○特別名勝松島に関し、地域主導で作成された新たな基準が、県と市によって適切に運用されるよう支援する。	-	○自治体からの個々の指摘・要望を丁寧に向いながら、必要な措置を迅速に講じる。	○特別名勝松島をはじめとする地域の文化財を適切に修復するとともに、住民生活の速やかな復旧・復興に資する。	

(i , ii , iii , iv , v 関連) 復興整備計画制度を活用した災害に強い地域づくりの推進	復興庁 農林水産省 国土交通省	○ 岩手・宮城・福島県での現地説明会(平成23年7月)等において、「津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン」を周知徹底。 ○ 土地利用再編を速やかに実現するため、東日本大震災復興特別区域法(平成23年12月26日施行。以下「特区法」という。)において、「復興整備計画制度」を創設。 ＜復興整備計画制度の概要＞ 協議会(市町村・県等で構成)における協議等を経て、市町村が作成(県との共同作成も可)した復興整備計画に基づく復興整備事業の実施に当たり、以下の特例措置を講じている。 ①事業の実施に必要な許可の基準の緩和(市街化調整区域に係る開発許可の立地基準、農地転用許可基準) ②許可・ゾーニング・事業計画に係る手続をワンストップで処理 ③復興一体事業(住宅地と農地等の一体的な整備のための事業)の創設 復興整備事業の実施の円滑化のための措置 ○ 特区法政省令、復興整備計画作成マニュアル等を整備。 ○ 集団移転促進事業を進めるために移転元の農地を買う場合、市町村が移転元の農地を農地法の許可なく買い取ることができるよう省令改正(平成25年2月4日)。 ○ 福島県内の避難指示があった市町村の住民の帰還を促進するため、復興整備計画を策定し、復興のための事業を実施する場合、第1種農地の転用が可能となるよう省令改正(平成26年1月10日)。 ○ 避難指示の対象となった区域における復興整備計画に係る農地転用手続の簡素化等を図るため、書類の簡潔な記載例、職員の現地派遣による初期段階からの計画作成支援の実施等を内容とする通知を発出(平成26年8月29日)	○ 被災地域の市町村による復興整備計画の策定・変更及び復興整備計画に基づく復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を支援。	—	○ 復興整備計画に基づく復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を支援。	○ 復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を通じて、災害に強い地域づくりを実現。
(v 関連) 取引価格情報等の提供による適正な土地取引の推進	国土交通省	○被災地における適正な土地取引を確保するため、被災3県・政令市(岩手県、宮城県、福島県及び仙台市)の土地対策担当部署に対して、土地取引の実態把握に資する情報として、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を毎月提供した。	○ 引き続き、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を被災地に毎月提供予定。	—	○ 当分の間、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を被災地に提供していく予定。	○ 登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を被災3県・政令市に提供することで、当該地方公共団体が投機的な土地取引等を防止・監視することができる。

(iv 関連) 被災地における土地境界の明確化の推進	国土交通省	○ 速やかな復旧・復興を図るために、津波浸水区域では約6,100点(新設約2,400点、改測約3,700点)に上る「補助基準点」(地図作成や測量の基礎とするために、地球上の位置を測定した点)を新設・改測し、測量成果を公表している。この成果を活用して、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の復興事業の推進が図られている。 ○ 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、宮城県仙台市等の16市町において、道路等の官有地と民有地との間の境界情報を国が整備(「官民境界基本調査」)したほか、岩手県大船渡市等の約140市町村において、被災時に実施中であった地籍調査の測量成果の復旧を支援した。 ○ 平成28年度は、東日本大震災発生時に地籍調査が実施中又は実施済みであった福島市いわき市等の6市町において、測量成果の復旧を支援し、岩手県宮古市等の6市町において、復興事業と連携して実施する地籍調査を促進する。	○ 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、自治体が実施する地籍調査を財政的に支援する。また、自治体による地籍調査の測量成果の復旧を支援する。 ※補助基準点の測量作業は平成24年度に終了 ※官民境界基本調査は平成27年度に終了	地籍調査費負担金 182万円【復興特会】	○ 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、自治体による復興事業と連携して実施する地籍調査等を支援することとしており、復興の進捗に合わせてこれらを着実にを行う。	○ 地籍調査を未実施である地域において、市町村等が実施する地籍調査を財政的に支援することにより、復旧・復興事業の迅速な実施が可能となる。また、東日本大震災発生時に地籍調査を実施中又は実施済みであった地域において、自治体による測量成果の復旧を支援し、迅速な復旧・復興に貢献する。
-------------------------------	-------	--	---	-------------------------	---	---